



Q 最近では人手不足で求人をしてもなかなか応募がありません。特に若い人の「若者応援企業宣言」

A 若者の雇用や定着に期待ができる取り組みとして「若者応援企業宣言」



若者の雇用に取り組みませんか

は一定の労務管理体制が整備され、若者の採用や育成を行うための詳細な企業情報等を公表する中小企業で、宣言した場合、今年4月1日から、どでのマッチング支援や宣言していることを会社の魅力としてアピールすることができました。特に有給休暇の取得「ユースエール認定制度」は若者の採用育成に積極的で、若者の雇用管理状況が優良な中小企業を、2015年10月に施行された若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が認定するものです。正社員の時間外労働や有給休暇の取得状況、新規学卒者などの離職率や労働関係法令違反など認定基準が示されて、今年4月1日から、時間外労働、離職率、有給休暇取得率の3点の認定基準が変更されました。

鳥取労働局職業安定部職業安定課 電話 0857-29-1707